

児童福祉制度の活用を

市は、中学校卒業までの児童がいる家庭やひとり親家庭、心身障がいのある児童がいる家庭に、手当を支給しています。主な手当は下表のとおりです。詳しくは、問い合わせ先へお問い合わせください。

問合せ先＝子育て支援課 (☎64-1376)

平成29年4月1日現在

制度	支給額
児童手当	
中学生卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人に支給(所得制限あり)	・3歳未満……………月額 15,000円 ・3歳以上 小学校修了前……………月額 10,000円 (第3子以降)……………月額 15,000円 ・中学生……………月額 10,000円 ・所得制限限度額を超える人……………月額 5,000円
母子家庭奨学金	
母子家庭などで高校生までの児童を養育している人に支給	・乳幼児……………年額 11,000円 ・小学生……………年額 21,500円 ・中学生……………年額 43,000円 ・高校生……………年額 64,000円 ・高校入学支度金……………35,000円
児童扶養手当	
父子・母子家庭などで、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給(所得制限あり)	・全部支給……………月額 42,290円 ・一部支給……………月額 9,980円~42,280円 ※2人目は5,000~9,990円、3人目からは1人につき3,000~5,990円を加算
京田辺市特別児童福祉手当	
父子・母子家庭などで、義務教育終了前(18歳未満の心身障がい児を含む)の児童を養育し、児童とともに本市に1年以上住民登録している人に支給	・児童2人までは1人につき……………月額 1,800円 ※以降1人増えるごとに……………月額 600円
高校生給付型奨学金	
父子・母子家庭などで、低所得者世帯(市民税非課税世帯)に支給 ※生活保護受給者は別途支給します ※母子家庭奨学金との併給はできません	・私立全日制……………月額 33,000円以内 ・私立定時制……………月額 24,000円以内 入学支度金も支給されます。学校・学年により支給額は異なります。
交通遺児奨学金	
交通事故で親を亡くした父子・母子家庭などで、高校生までの児童を養育している人に支給 ※母子家庭奨学金との併給はできません	・乳幼児……………年額 11,000円 ・小学生……………年額 21,500円 ・中学生……………年額 43,000円 ・高校生……………年額 64,000円 ・高校入学支度金……………35,000円
特別児童扶養手当	
20歳未満の程度以上の障がい児を養育している人に支給(所得制限あり) ※請求時には診断書が必要ですが、身体障害者手帳1~3級または療育手帳[A]の判定の場合は、その写しをもって診断書を省略できる場合があります	・1級……………月額 51,450円 ・2級……………月額 34,270円
京田辺市心身障害児者特別手当	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ18歳未満の障がい児を養育し、児童とともに本市に1年以上住民登録している人に支給	・児童1人につき……………月額 2,400円
京田辺市特定心身障害等児童特別手当	
特別児童扶養手当受給者で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持たない18歳未満の障がい児を養育し、児童とともに本市に1年以上住民登録している人に支給	・児童1人につき……………月額 2,400円

制度名	対象者	助成内容
老人医療 (65~69歳)	65~69歳で次のいずれかに該当する人 ▼昭和25年8月2日以後に生まれ、所得税非課税世帯の人 ▼昭和25年8月1日以前に生まれ、次のいずれかに該当する人(所得制限あり) ①一人暮らし ②満60歳以上の人だけで構成する世帯 ※住民税非課税世帯の人は、申請するとひと月の医療費の限度額が減額されます。	健康保険で受診したときの自己負担分を一部助成
障害者医療	次のいずれかに該当する人 ▼身体障害者手帳1級または2級を持っている ▼療育手帳A(IQ35以下)を持っている ▼療育手帳B1(IQ50以下)と身体障害者手帳3級を持っている ▼精神に障がいのある人で、障害基礎年金1級または2級を受給している	健康保険で受診したときの自己負担分を全額助成
ひとり親家庭医療	ひとり親家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもと保護者	

子どもは1歳と就学前に
子どものワクチンは、定期接種期間内に接種することが大切です。接種がまだの人は、早めに接種してください。

対象 市内に在住し、次のいずれかに該当する人
▼1期：1歳~2歳になる前日
▼2期：平成22年4月2日、同23年4月1日生
接種期間▼1期：1歳~2歳になる前日▼2期：3月31日(金)まで

なお、1期の対象者には1歳の誕生日に、2期の対象者には5月に予防票を郵送しています。未接種で予防票がない人には郵送しますので、連絡してください。

問合せ先＝子育て支援課 (☎64-1377)

大人の接種費用を助成
市は、ワクチンの接種費用を一部助成しています。助成は、MR(麻疹・風しん)混合ワクチンに限ります。ただし、麻しんにかかったことがある人には、風しんワクチンのみでも助成します。

抗体を持っていない人が多い19~35歳の人や、予防接種を受けていない35歳以上の男性は要注意です。

対象 市内に在住し、次のいずれかに該当する人
▼18~49歳(昭和42年4月2日~平成11年4月1日生)で次の①か②に該当する人(妊婦を除く)
①抗体価が低い②風しんの予防接種を受けたことがないが、接種歴が1回で風しんにかかったことがない
③抗体価の低い妊婦と同居する、抗体価が低い人
助成対象は平成28年4月1日~同29年3月31日の接種分
助成額 自己負担額の3分の2。上限7千円
助成回数 1回
申請方法 医療機関で接種費用を全額支払った後、領収書原本・接種を証明できる書類・印鑑・振込先が分かるものを持参してください。

申請期限 4月7日(金)
申請・問合せ先 健康推進課 (☎64-1335)

麻しん・風しん予防 ワクチン接種はお早めに
麻しん(はしか)は人から人へ感染しやすく、死に至ることもある重大な疾患です。風しんは妊娠中に感染すると、胎児に重大な影響を及ぼすことがあります。予防には、ワクチン接種が有効です。

献血に協力
日時・場所▼3月13日(月)午前10時~11時30分・南山こどもセンター前▼3月13日(月)午後1時30分~3時30分・田辺区公民館▼3月22日(水)午前9時45分~11時45分・山城北保健所観音分室
問合せ先＝健康推進課 (☎64-1335)



催し・募集
市は、市民ふれあいロビーコンサートの出演者を募集します。あなたの素晴らしい演奏で、お昼のひとときを彩ってみませんか。

出演日 6月~平成30年3月の市役所開庁日(木曜日を除く)日程は調整し決定します。
時間 午後0時20分~0時50分
対象 市内を中心に音楽活動をする個人・グループ

ロビーコンサート 出演者募集
市は、市民ふれあいロビーコンサートの出演者を募集します。あなたの素晴らしい演奏で、お昼のひとときを彩ってみませんか。

出演日 6月~平成30年3月の市役所開庁日(木曜日を除く)日程は調整し決定します。
時間 午後0時20分~0時50分
対象 市内を中心に音楽活動をする個人・グループ

ひだまりの会
日にち 3月21日(火)
時間 午後1時30分~3時30分
場所 市立立南寮
対象 市内に在住する高齢者
内容 カラオケ
申込方法 電話で申し込んでください。
しめきり 3月16日(木)
申込・問合せ先 社会福祉協議会 (☎62-2222、FAX 65-4962)

介護を学ぶ講座
日にち 3月12日(日)
時間 午後1時~4時
場所 社会福祉センター
内容 認知症サポーター養成講座(午後2時30分まで)▼介護の実技講座ポランティア講座(午後2時45分から)いずれかを選択
申込方法 電話で申し込んでください。
申込・問合せ先 社会福祉協議会 (☎62-2222、FAX 65-4962)

人間・脳ドック費用助成 対象者に案内を郵送
市は、京田辺市国民健康保険(市国保)と後期高齢者医療の加入者を対象に、外来(平日)人間ドック・脳ドック・併用ドック(人間ドックと脳ドックの併用受診)の受診費用を助成します。

対象者には、3月下旬に案内を郵送します。病気の予防や早期発見・治療に役立てましょう。

【対象】
次のすべてを満たす人
市国保 5月8日現在、30歳以上75歳未満(昭和17年5月9日以降生まれ)▼5月8日現在

ヘルシーランチとつぼ整体
日にち 3月31日(金)
時間 午後0時30分~午後3時
場所 社会福祉センター
内容 烏骨鶏の卵かけご飯・具だくさんの味噌汁を食べた後、つぼ整体をします
定員 先着10人
参加費 1千円
申込方法 電話か電子メールで申し込んでください。
申込・問合せ先 健康つぼ愛好会 (☎63-2055、FAX 63-2055、メールアドレス tsubokasai@gmail.com)

タケノコ掘りや公園を美しく
日にち 4月6日(木)・16日(日)
時間 午前9時30分~正午(雨天中止)

内容 音楽の演奏・発表
演奏を伴わないカラオケなどは除きます。また、謝礼・交通費の支給はありません。詳しくは、企画調整室からホームページにある募集概要をご覧ください。

応募方法 企画調整室からホームページにある申込書を郵送・FAX・電子メールで送信してください。
しめきり 3月31日(金)
応募・問合せ先 企画調整室 (〒610-0393(住所) 所不要、☎64-1310、FAX 62-3830、メールアドレス kaku@yamaha.jp)

場所 田辺公園
対象 市内に在住・通勤・通学する小学生以上の人
小学生は保護者の同伴が必要です。

内容 公園のごみ拾いと、維持管理のためのタケノコ掘り
掘ったタケノコは持ち帰れます。長袖・長ズボン・長靴・軍手・スコップなどを持参してください。
定員 各日10組(1組4人まで)
申込方法 電話で申し込んでください。
しめきり 3月21日(火)
申込・問合せ先 しようたな環境市民パートナーシップ事務局(環境課内) ☎64-1366

もの作り教室
日にち 3月23日(木)
時間 午前9時~正午

救命講習
【普通救命講習】
日にち・場所▼3月11日(土) 27日(日)・消防署▼3月26日(日)・消防署北部分署
時間 午前9時~正午
内容 AEDを用いた心肺蘇生

無料税務相談
日にち 3月22日(木)
時間 午後1時30分~4時30分

市民ねつと楽学塾
日にち 3月21日(火)
時間 午前10時~11時30分
場所 社会福祉センター
内容 「元気いきいき体操」を体験してみよう!
問合せ先 まちづくり市民ねつと京田辺・吉村 (☎090-5974-4353、FAX 63-0896)

生の講習
【上級救命講習】
日にち 3月25日(土)
時間 午前9時~午後5時
場所 消防署
対象 普通救命講習を修了した人
内容 成人・小児・乳児に対する心肺蘇生・傷病者の管理法、外傷の手当要領、搬送法など
【定員】
各日先着10人
【申込方法】
前日までに電話で申し込んでください。
【申込・問合せ先】
消防署北部分署 (☎63-1125)
消防署北部分署 (☎65-0119)

認知症で困っている人は相談を 初期集中支援チームが発足
市は、4月から地域包括支援センターあんあん市役所内に、認知症初期集中支援チームを配置します。

同チームは、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族への関わりを早めに行い、早期診断・対応に向けた支援体制を整えるものです。

認知症で困っている人は、相談してください。

問合せ先＝地域包括支援センターあんあん市役所 (☎63-1268)

後期高齢者医療
【納付忘れはありませんか】
後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料を支えられています。納付書が未納の人は催告書・納付書を送りますので、金融機関か国保医療課で早めに納付してください。

【納付は便利な口座振替で】
保険料の納付には、口座振替が便利です。市内の取扱金融機関で手続きできます。手続きには、後期高齢者医療被保険者証・通帳・届出が必要で、
【医療費が高額なとき】
1カ月の医療費が高額になったときは、自己負担額を超えた分が払い戻されます。該当する人には案内を郵送します。払い戻しには振込先金融機関の登録が必要です。登録口座を変更したい人は問い合わせてください。
【問合せ先】
国保医療課 (☎64-1374)

国民健康保険 19歳以上は所得申告を
京田辺市国民健康保険(市国保)に加入している19歳以上の人は、所得の申告が必要です。世帯の中に19歳以上で申告のない人がいる場合、所得に応じた保険料軽減措置が適用されませんので、必ず申告してください。

【申請期間】
4月3日(月)~5月8日(月)
【申請・問合せ先】
国保医療課 (☎64-1332、☎64-1374)

後期高齢者医療 19歳以上は所得申告を
京田辺市国民健康保険(市国保)に加入している19歳以上の人は、所得の申告が必要です。世帯の中に19歳以上で申告のない人がいる場合、所得に応じた保険料軽減措置が適用されませんので、必ず申告してください。

【申請期間】
4月3日(月)~5月8日(月)
【申請・問合せ先】
国保医療課 (☎64-1332、☎64-1374)

無料税務相談
日にち 3月22日(木)
時間 午後1時30分~4時30分

市民ねつと楽学塾
日にち 3月21日(火)
時間 午前10時~11時30分
場所 社会福祉センター
内容 「元気いきいき体操」を体験してみよう!
問合せ先 まちづくり市民ねつと京田辺・吉村 (☎090-5974-4353、FAX 63-0896)

認知症 地域で見守る 支援体制が充実



徘徊高齢者の登録を受け付け QRコードで身元確認
市は、徘徊高齢者の身元を速やかに確認し、早期保護につなげるための登録制度を始めます。

登録した人には、QRコードを印刷したシートを配布します。シートはアイロンなどで圧着できるので、衣類などに圧着しておくことで発見後の身元確認に役立ちます。

登録・問合せ先 = 高齢介護課 (☎64-1373)

高年齢者ひとり親家庭 医療費を助成 該当する人は申請を
市は、医療機関で支払う医療費の一部を補助する福祉医療費助成制度を設けています。

制度を利用するには、福祉医療費受給者証が必要で、左表に該当する人で、同証を持っていない人は申請してください。申請には、健康保険被保険者証・障害者手帳・年金証書・印鑑などが必要です。詳しくは、問い合わせください。
申請・問合せ先 国保医療課 (☎64-1374)

高年齢者ひとり親家庭 医療費を助成 該当する人は申請を
市は、医療機関で支払う医療費の一部を補助する福祉医療費助成制度を設けています。

制度を利用するには、福祉医療費受給者証が必要で、左表に該当する人で、同証を持っていない人は申請してください。申請には、健康保険被保険者証・障害者手帳・年金証書・印鑑などが必要です。詳しくは、問い合わせください。
申請・問合せ先 国保医療課 (☎64-1374)

高年齢者ひとり親家庭 医療費を助成 該当する人は申請を
市は、医療機関で支払う医療費の一部を補助する福祉医療費助成制度を設けています。

制度を利用するには、福祉医療費受給者証が必要で、左表に該当する人で、同証を持っていない人は申請してください。申請には、健康保険被保険者証・障害者手帳・年金証書・印鑑などが必要です。詳しくは、問い合わせください。
申請・問合せ先 国保医療課 (☎64-1374)

高年齢者ひとり親家庭 医療費を助成 該当する人は申請を
市は、医療機関で支払う医療費の一部を補助する福祉医療費助成制度を設けています。

制度を利用するには、福祉医療費受給者証が必要で、左表に該当する人で、同証を持っていない人は申請してください。申請には、健康保険被保険者証・障害者手帳・年金証書・印鑑などが必要です。詳しくは、問い合わせください。
申請・問合せ先 国保医療課 (☎64-1374)

高年齢者ひとり親家庭 医療費を助成 該当する人は申請を
市は、医療機関で支払う医療費の一部を補助する福祉医療費助成制度を設けています。

制度を利用するには、福祉医療費受給者証が必要で、左表に該当する人で、同証を持っていない人は申請してください。申請には、健康保険被保険者証・障害者手帳・年金証書・印鑑などが必要です。詳しくは、問い合わせください。
申請・問合せ先 国保医療課 (☎64-1374)

高年齢者ひとり親家庭 医療費を助成 該当する人は申請を
市は、医療機関で支払う医療費の一部を補助する福祉医療費助成制度を設けています。

制度を利用するには、福祉医療費受給者証が必要で、左表に該当する人で、同証を持っていない人は申請してください。申請には、健康保険被保険者証・障害者手帳・年金証書・印鑑などが必要です。詳しくは、問い合わせください。
申請・問合せ先 国保医療課 (☎64-1374)

高年齢者ひとり親家庭 医療費を助成 該当する人は申請を
市は、医療機関で支払う医療費の一部を補助する福祉医療費助成制度を設けています。

制度を利用するには、福祉医療費受給者証が必要で、左表に該当する人で、同証を持っていない人は申請してください。申請には、健康保険被保険者証・障害者手帳・年金証書・印鑑などが必要です。詳しくは、問い合わせください。
申請・問合せ先 国保医療課 (☎64-1374)